

岩手県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
一本木歯科クリニック	岩手郡滝沢村滝沢字留が森362番地5	平成24年4月21日
有限会社スマイル薬局	八幡平市大更第21地割79番地1	平成24年6月30日
サイトウデンタルクリニック	北上市大通り二丁目6番18号	平成24年7月31日
おしかわ内科クリニック	九戸郡野田村野田第17地割22番地6	平成24年8月5日